

令和元年度中小企業支援計画の概要

<中小企業支援計画の位置づけ並びに令和元年度計画のポイント>

- 中小企業支援法で、国、都道府県等、(独)中小企業基盤整備機構が中小企業支援を実施する上で、適切な役割分担の下で緊密な連携を図るべく、毎年、「中小企業支援計画」を、中小企業政策審議会の意見を聴いて、策定・公表することとされている。
- 令和元年度計画において、国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業が直面する人手不足や生産性の向上、災害対応力などの課題に対応すべく、適切な支援体制を構築し、支援施策を充実させることにより、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展に万全を期していくことを定める。

1. 中小企業を取り巻く現状

- 我が国経済は緩やかな回復基調にあり、企業収益の拡大や倒産件数の減少が続くなど、経済の好循環が浸透している。一方、平成30年は、度重なる災害をはじめ、少子高齢化を背景とした人口の減少や生産年齢人口の減少による人手不足の深刻化や、労働生産性が伸び悩み、足下では大企業との差が徐々に拡大しているなど、中小企業にとっては懸念点も浮き彫りになる年となった。

2. 支援に関する基本方針

- 公的な支援機関や認定支援機関、大企業、地域金融機関、IT事業者など民間事業者との連携体制を構築し、地域毎の課題解決に向けたエコシステムの確立を促すことが必要。
- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正に伴い、経営発達支援事業における国と地方公表団体の連携や、事業継続力強化支援計画の創設により都道府県等において必要な措置を行うことが期待される。
- 事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進、生産性向上・人手不足対策、地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大、災害からの復旧・復興、強靱化、経営の下支えに充填邸に取り組む。

3. 中小企業支援事業

《国の事業》

● 事業の実施体制

- (1)全国のよろず支援拠点をはじめとした全国的な中小企業支援体制の整備
- (2)認定経営革新等支援機関の能力向上

● 中小企業支援法第3条第1項に定義する中小企業支援事業

- (1)経営の診断、経営に関する助言(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(47.8億円)、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業:70.1億円の内数、中小企業取引対策事業:9.6億円の内数)
- (2)技術に関する助言又は必要な試験研究(ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業:50.0億円、中小企業生産性革命推進事業(1100億円))
- (3)中手企業の経営方法又は技術に関する研修(中小企業・小規模事業者人材対策事業(13.7億円))
- (4)中小企業支援担当者の養成、研修(小規模事業者対策推進事業(50.3億円の内数)、地域小規模事業者支援人材育成事業(5.4億円の内数)、中小企業連携組織対策推進事業(6.7億円の内数)等)
- (5)上記に掲げるもののほか、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言(地方公共団体による小規模事業者支援推進事業(10.1億円の内数)、消費税軽減税率対応窓口相談等事業(49.4億円)、経営改善普及事業等)

● 令和元年度予算等に基づく中小企業支援事業

- (1)事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進
- (2)生産性向上・人手不足対策
- (3)地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大
- (4)災害からの復旧・復興、強靱化
- (5)経営の下支え、事業環境の整備

《都道府県等の事業》

- 各支援機関との連携を通じ、中小企業の課題解決支援及び各種施策の周知に努める。
- (1)経営の診断又は経営に関する助言を行う(都道府県等中小企業支援センター事業)
- (2)技術に関する助言又は必要な試験研究(公設試験研究機関による技術支援事業)
- (3)中小企業の経営方法又は技術に関する研修(中小企業の人材確保支援事業)
- (4)中小企業支援担当者の養成、研修(中小企業支援機関の人材確保支援事業)
- (5)経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言(経営革新支援事業、事業承継支援事業等)

《独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業》

- 広域的な中小企業支援の実施体制を整備する。
- (1)経営の診断又は経営に関する助言(事業承継・事業引継ぎの促進事業、生産性向上関連事業等)
- (2)技術に関する助言又は必要な試験研究(新事業展開の促進・創業支援関連事業)
- (3)中小企業の経営方法又は技術に関する研修(生産性向上関連事業)
- (4)中小企業支援担当者の養成、研修(事業承継・事業引継ぎの促進事業、生産性向上関連事業等)
- (5)経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言(経営環境の変化への対応の円滑化等)